

5分で解る アスベスト対策

今年やらなければならないこと！



一般社団法人

ステキ信頼リフォーム推進協会



今年(令和3年4月1日～)やるべきこと！

- ・リフォーム前の【事前調査】…義務
- ・事前調査結果の【施主への説明】…義務
- ・事前調査および結果【書類保存(3年間)】…義務
- ・事前調査結果等および作業方法等の【現場での掲示】…義務
- ・事前調査者の資格を取得するための【受講資格の確認】…対策

※罰則の適用は令和4年4月1日～【報告義務違反30万円以下の罰金】
ですが、
来年4月から**即対応**しなければなりません。

今年からの義務・対策の**実行が必要**です！

～参考資料(雛形)を巻末に掲載！～

事前調査の課題と対策

1. 課題

- 事前調査は**令和5年10月以降**は有資格者で行わねばならない。
- 事前調査ができる資格取得講習の受講には**受講条件**がある。
- リフォームは小規模、工期等の点で、外部に事前調査を依頼することは外注費用負担増、日程調整等の問題がある。

2. 対策

- 今回の法改正に伴う義務化の内容を社内で周知・徹底(資料配布、講習会開催等)する。
- 事前調査ができる資格者を社内で養成する。

資格者の養成について

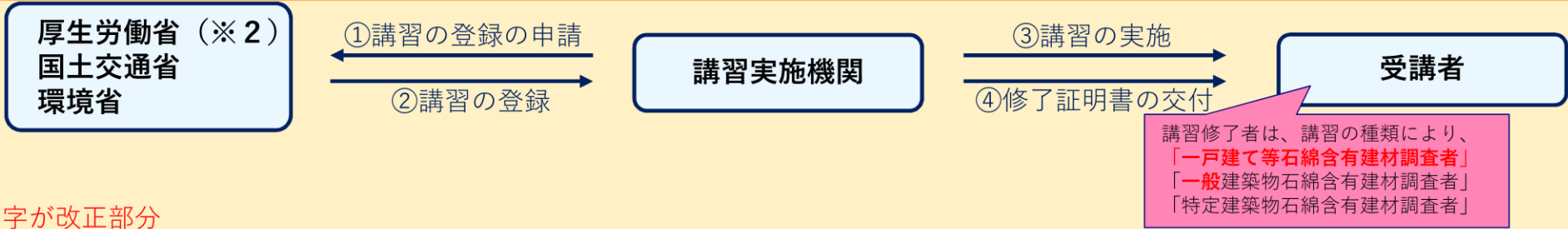
- ①特定建築物石綿含有建材調査者
- ②一般建築物石綿含有建材調査者
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者
(一戸建ておよび共同住宅占有部分内部限定)
- ④義務付け適用前に
一社)日本アスベスト調査診断協会に登録された者

※①～③の受講資格は建築の**一定知識**及び**実務経験**、もしくは石綿作業主任者技能講習修了者(別紙参照)

- 一戸建て住宅又は共同住宅の住戸の内部（※1）（以下「一戸建て住宅等」という。）の調査を行う者に必要な知識に係る講習（一戸建て等石綿含有建材調査者に係る講習）を新設し、講習の方法等、受講資格、修了者の位置づけ等を定める。

（※1）一戸建て住宅及び共同住宅（長屋を含む。）の住戸の専有部分を指す。共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等の共用部分）や、店舗併用住宅は、含まれない。

講習の登録制度



赤字が改正部分

講習の種類	特定建築物石綿含有建材調査者に係る講習	一般建築物石綿含有建材調査者 (改正前の建築物石綿含有建材調査者) に係る講習	一戸建て等石綿含有建材調査者に係る講習
講習の方法等	講義（11時間）、実地研修、筆記試験及び口述試験	講義（11時間）及び筆記試験	講義（7時間）及び筆記試験
受講資格	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等
	右記の者のうち、建築物石綿含有建材調査に関して一定の実務経験を有する者	石綿作業主任者技能講習の修了者	石綿作業主任者技能講習の修了者
修了者の位置づけ	特定建築物石綿含有建材調査者	一般建築物石綿含有建材調査者 (改正前の建築物石綿含有建材調査者)	一戸建て等石綿含有建材調査者
講習において対象とする石綿含有建材	全ての建築物の全ての材料（レベル1，2，3建材を含む） ：建築物の通常の使用状態における調査及び法令（※3）に基づく解体等工事の事前調査を想定		一戸建て住宅等に係る全ての材料（レベル1，2，3建材を含む） ：建築物の通常の使用状態における調査及び法令（※3）に基づく解体等工事の事前調査を想定

（※2）登録手続は、講習事務を行う主たる事務所がある都道府県の労働局で実施。
 （※3）大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）

ご参考

一般建築物石綿含有建材調査者講習受講資格①

受講資格 区分番号	学 歴 等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：2年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：7年以上
5	「1～4」に該当しない者（学歴不問）	<u>建築に関する</u> 実務経験年数：11年以上

ご参考

一般建築物石綿含有建材調査者講習受講資格②

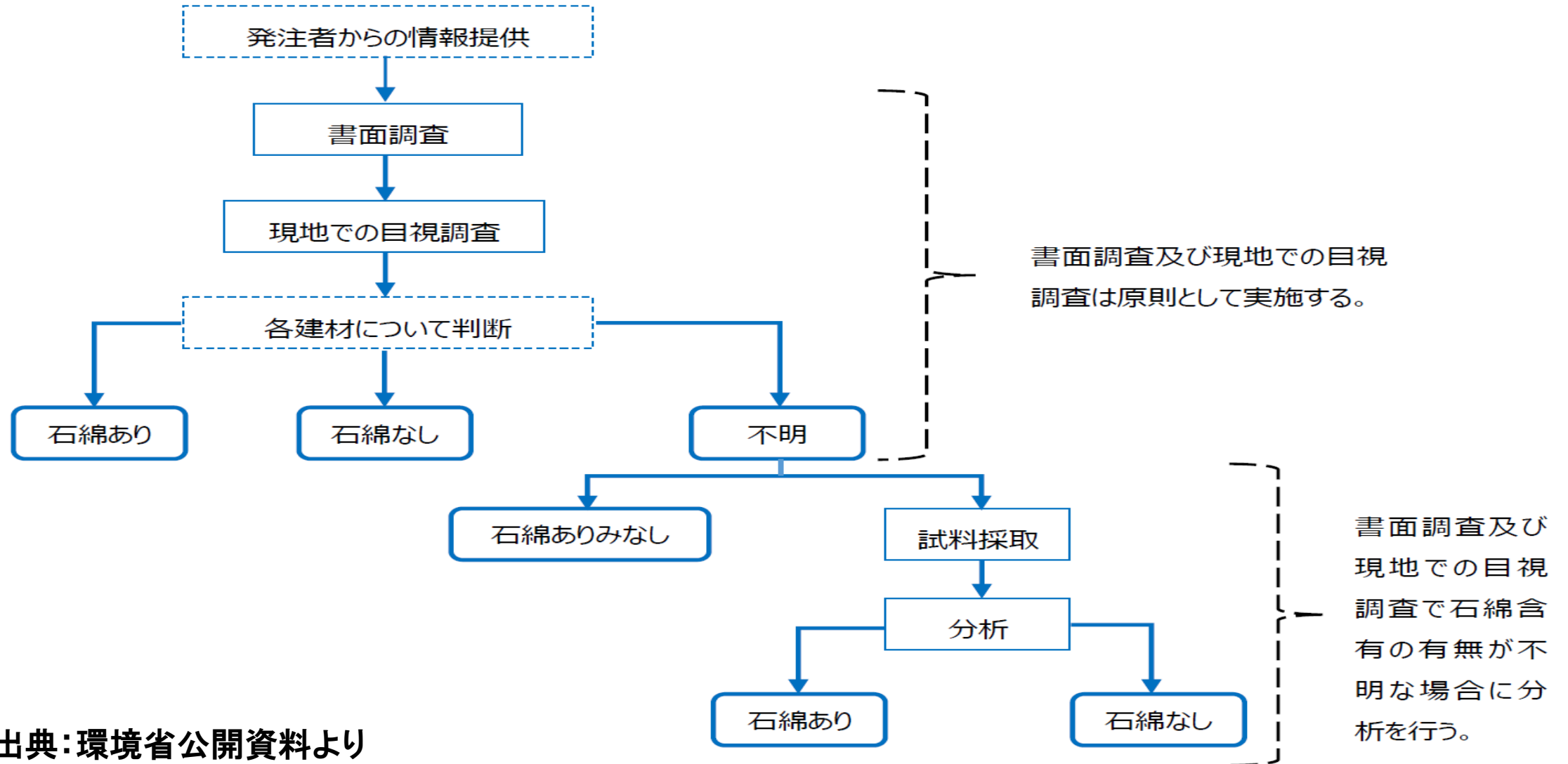
受講資格 区分番号	学 歴 等	実務経験年数
6	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者	実務経験年数：2年以上
7	特定化学物質等作業主任者技能講習（※1）を修了した者	<u>石綿含有建材の調査に関する</u> 実務経験年数：5年以上
8	8-a 石綿作業主任者技能講習（※2）を修了した者（実務経験年数不問）	
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者（※3）	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上
【海外の大学で建築学課程を卒業した方など1～10に該当しない方は事務局までお問い合わせください。】		

※1 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百八号）に規定する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号

※2 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第十八第二十三号

※3 労働安全衛生法第九十三条第一項

事前調査の方法【基本的流れ】



出典：環境省公開資料より

事前調査の方法【書面調査】

事前調査の流れ①

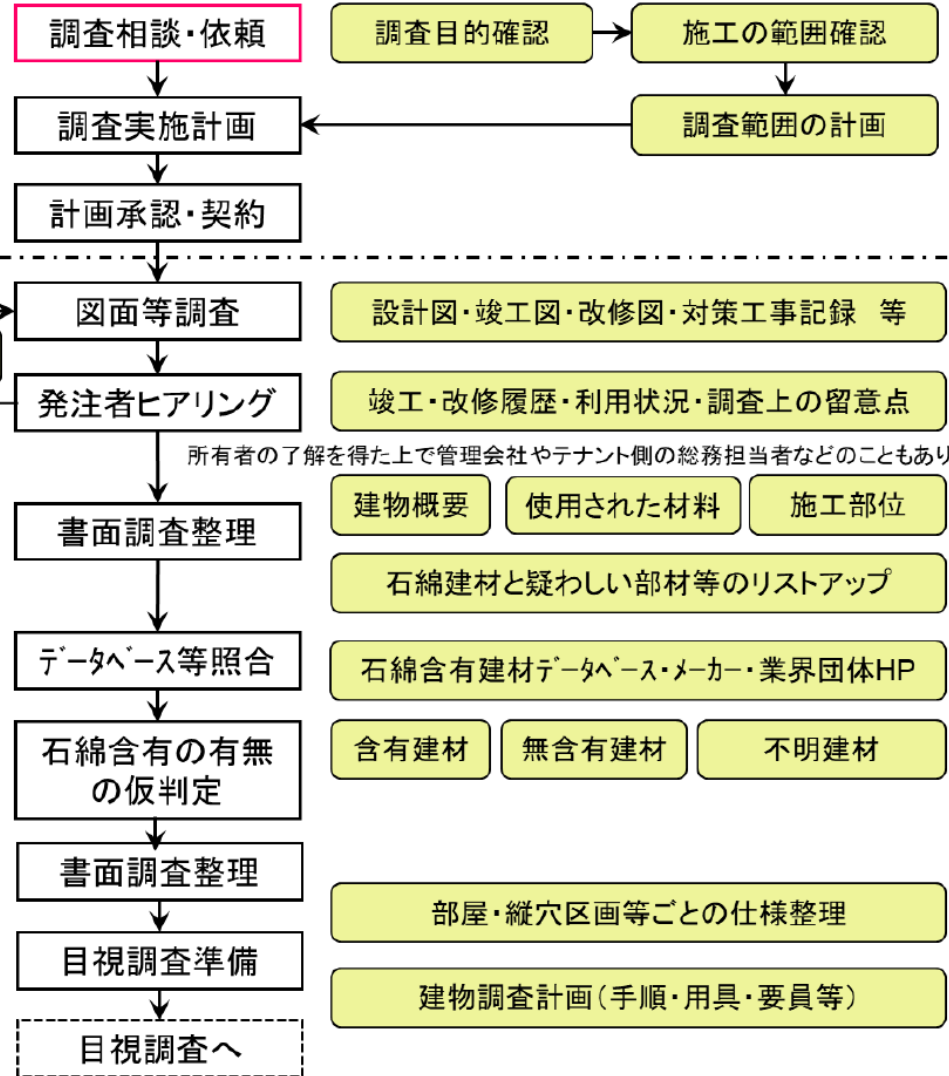
事前調査の基本は
三現主義の徹底
「現場」「現物」「現実」

書面調査(設計図書等の調査)

目視調査のための
事前準備

図面等が断片的/無しでも
建物の各階のレイアウト看板や
建物履歴などのヒアリング情報から
推測する

目視調査せず書面調査の判定で、調査を確定終了してはいけない
(2006(平成18)年9月の石綿等の製造等禁止以降に着工した建築物等を除く。)



事前調査の方法【目視調査】

事前調査の流れ②

目視調査

書面調査結果との整合性
差異あり→現場優先

劣化度判定は、
調査目的など必要に応じて
各部屋調査時などに実施

みなし含有判定のみの場合

みなし含有判定と
分析による含有・無含有判定は
判定結果の持つ意味合いが
異なるため明確に区別して
取扱い、報告書等を作成

依頼者の目的にあわせた報告説明
・解体工事・改修工事計画用
・建物維持管理計画用
・不動産取引・資産管理用
など

書面調査から

外観観察

基本情報確認

構造・仕上材

周辺建物

屋上・外構確認

仕上・防水処理・煙突・設備機器・配管ダクト類

内部レイアウト確認

書面調査結果との照合(各部屋の用途等)

各部屋調査

すぐ見える内装材

見えない壁天井裏隠蔽部

過去の改修痕

縦穴区画・層間

設備機器

各部屋毎の野帳スケッチや記録写真、ワークシート等

現物確認

製品の表示、各種資料との確認、メーカー証明

分析用試料採取

含有建材とみなして判定も可

代表する検体

分析法に則した採取

分析

分析業者へ依頼

結果の確認

石綿含有の有無
の判定

分析結果から石綿含有の
有無の判定

使用箇所特定

報告書作成

調査目的・範囲・総括表・詳細表・分析結果等

調査報告

調査結果を発注者へ説明

表 4.3.4 事前調査結果の報告事項

大防法施行規則（第16条の11第2項）	石綿則（第4条の2）
●解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	●事業者の名称、住所及び電話番号
—	●労働保険番号
●事前調査を終了した年月日	●調査終了日
設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明せず、事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関等の名称	設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明せず、事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関等の名称
●解体等工事の場所	●解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要
●解体等工事の名称及び概要	
●解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日	●着工日等（設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明したガスケット又はグランドパッキンにあっては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）
●建築材料を設置した年月日*	
解体等工事に係る建築物等の概要	事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造の概要
分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	分析調査を実施した場合は、分析調査を実施した者及び当該者が受講した講習実施機関の名称
●解体等工事の実施の期間	●解体工事又は改修等工事の実施期間
●建築物を解体する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の対象となる床面積の合計	●建築物の解体工事にあっては当該工事の対象となる建築物（当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計
建築物を改造・補修する作業を伴う建設工事又は特定の工作物を解体し、改造・補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、作業の請負代金の合計額	●建築物の改修等工事又は特定の工作物の解体等工事の作業にあっては、当該工事に係る請負代金の額
解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類	事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む。）及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあっては、その判断の根拠
解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要	
—	石綿使用建築物等解体等作業を行う場合にあっては、当該作業に係る石綿作業主任者の氏名
—	材料ごとの切断等の作業（石綿を含有する材料に係る作業に限る。）の有無並びに当該作業における石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法及び当該作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法

備考 1) 設計図書等に記載されている設置年月日により、明らかに石綿非含有と判明した場合は●のついた項目について報告

備考 2) ※は、設計図書等に記載されている設置年月日により、明らかに石綿非含有と判明したガスケット又はグランドパッキンに限る。

参考資料
現場調査の項目を
押さえましょう！
（調査結果の報告は来年
令和4年4月1日からで
すが、調査の参考に・・・）

尚、義務化となる報告は
新システムでスマホでも
できる予定

「gBizID」 <https://gbiz-id.go.jp>

※一つの入力で、都道府県・所管労働
基準監督署に同時に報告可能

出典
 建築物等の解体等に
 係る石綿ばく露防止
 及び石綿飛散漏えい防
 止対策徹底マニュアル

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

①特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項及び5の項を除く） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業（かき落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 (、 m ²) 2 石綿を含有する保温材 (、 m ²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 (、 m ²) 4 石綿を含有する断熱材 (、 m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (、 m ²) 6 石綿を含有する成形板等 (、 m ²) 詳細は別紙 のとおり
④特定粉じん排出等作業の方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ()
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	別紙 のとおり
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	別紙 のとおり
⑧作業の指示	設置予定年月日 年 月 日
	設置場所 別紙 のとおり
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

- 備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）に該当する場合に作成すること。
 2 特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿排出等作業）工程を明示した特定工事（特定排出等工事）の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す日程表、図面等）。

（元請業者が作成及び発注者に説明する場合の様式例）

年 月 日

解体等工事に係る事前調査説明書面

- ①発注者 住所
氏名（法人にあっては名称及びその代表者の氏名） 様
- ②元請業者 住所
氏名
（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）
電話番号
- 大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	(解体等工事の名称)		
④解体又は改造・補修着手年月日	年 月 日	延床面積	m ²
⑤解体等工事の種類	解体	改造・補修	階数
⑥建築物等の竣工年	昭和・平成 年		
⑦建築物等の概要	<input type="checkbox"/> 建築物 (<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他 ()) (<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他工物物		
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名 講習実施機関の名称 (<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 一戸建て等 <input type="checkbox"/> その他 ())		
⑨調査を終了した年月日	年 月 日		
⑩調査の方法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無	<input type="checkbox"/> 石綿有又は石綿みなし有（詳細は別紙1のとおり） <input type="checkbox"/> 石綿無	
	⑬破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所		
⑭事前調査	設置予定年月日	年 月 日	
	設置場所	別紙 のとおり	
⑮大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要		

- 備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。
 2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。 ⑯発注者氏名（法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名） 年 月 日
発注者へこの書面の説明を行いました。 ⑰元請業者氏名（法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名） 年 月 日

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

参考資料

お施主様への説明雛形

出典
建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

参考例①

「届出対象」レベル1・2 建材除去

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{注1)}、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。
石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		発注者または自主施工者	
届出先及び届出年月日	東京○○ 労働基準監督署	令和○○年○○月○○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
	東京(都)道・府・県 ○○市(区)	令和○○年○○月○○日	○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
	調査終了年月日	令和○○年○○月○○日	住所
	看板表示日	令和○○年○○月○○日	東京都○○区○-○
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日		
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日		
調査方法の概要(調査箇所)		元請業者(工事の施工者かつ調査者)	
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
【調査箇所】建築物全体(1階~4階) ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所)		○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		住所	
【石綿含有あり】 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし) エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル		東京都○○区○-○	
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1~4階 トイレ内PS 保温材③ 1~4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤		現場責任者氏名	○○ ○○
		連絡場所 TEL	03-x x x-x x x x
		○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		調査を行った者(分析等の実施者)	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	○除去○・ 囲い込み・ 封じ込め・ その他	氏名又は名称及び住所	
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	事前調査・試料採取を実施した者	
	排気能力(m³/min)	①特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○	
	使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	分析を実施した者 ②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○・固化用薬液:○○○○ ・隔離用シート(厚さ:床0mm、その他0mm)・接着テープ等	その他事項	
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	(例)・吹付け層に薬液を含浸する等により表層を被覆する封じ込め工法 ^{注2)} (例)・板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 ^{注2)}	調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す	
備考:その他の条例等の届出年月日	○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)	①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が 80m² 以上の建築物の解体工事、請負金額 100 万円以上の建築物の改修等工事等の場合

注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

図 4.6.1 石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去等を含む作業(届出対象)記入例 ※掲示サイズは(横 420mm 以上、縦 297mm 以上)

出典
建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

参考例② 「届出非対象」レベル3 建材除去

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^{注)} 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。</p>		
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		
調査終了年月日	令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
看板表示日	令和○○年○○月○○日	○○○○開発(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	住所 東京都○○区○-○
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	
調査方法の概要(調査箇所)		元請業者(工事の施工者かつ調査者)
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~3階)		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		住所 東京都○○区○-○
【石綿含有あり】 外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1~3階 床:ビニル床シート⑤、壁:けい酸カルシウム板第1種:④ 天井:岩綿吸音板③ その他の建材 ④⑤		現場責任者氏名 ○○ ○○ 連絡場所 TEL 03-x x x-x x x x
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去・その他	調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらパール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらパール等で除去を行う。	事前調査・試料採取を実施した者 ①一般建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○
	石綿含有仕上塗材 (例)剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。	分析を実施した者 ②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:○○○○ ・剥離剤:○○○○ ・養生用シート(厚さ:○mm) ・接着テープ 等	その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日
備考:その他の条例等の届出年月日 ○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)		

注)工事に係る部分の床面積の合計が 80m²以上の建築物の解体工事、請負金額 100 万円以上の建築物の改修等工事等の場合

図 4.6.2 石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業(届出非対象)記入例 ※掲示サイズは(横 420mm 以上、縦 297mm 以上)

出典
建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

参考例③
「届出非対象」石綿使用なし

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^{注)}
 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。

事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		
調査終了年月日	令和○○年 ○月 ○日	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者)
看板表示日	令和○○年 ○月 ○日	氏名又は名称(法人にあつては代表者の氏名)
解体等工事期間: 令和○○年 ○月 ○日 ~ 令和○○年 ○月 ○日		○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○
調査方法の概要(調査箇所)		
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 ※建物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる 【調査箇所】建築物全体(1階~3階)		住所 東京都○○区○-○
		現場責任者氏名 ○○○○
		連絡場所 TEL 03-×××-××××
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		
石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)		調査を行った者(分析等の実施者)
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1~3階 床: ビニル床タイル③ ビニル床シート③、天井: 岩綿吸音板③、けい酸カルシウム板第1種③、壁: スレートボード⑤ 外壁 仕上塗材③ ※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例 建築物の着工日が2006年9月1日以降⑤		氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①日本アスベスト調査診断協会登録者 氏名 ○○ ○○ 会員番号 ○○○○ 住所: 東京都○○区○○-○○ 分析を実施した者 ②○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○ 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所: 埼玉県○○市○○-○○
その他の事項		
調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日		

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

図 4.6.3 石綿使用なし記入例 ※掲示サイズは(横 420mm 以上、縦 297mm 以上)

出典
 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

参考例④

42.0cm以上

42.0cm以上

事前調査掲示イメージ図 石綿(アスベスト)の事前調査結果

調査の方法 書面調査・現地目視調査
(実施者:)
分析調査(実施者:)

事前調査の結果 吹付け石綿
石綿含有保温材
石綿含有成形板等(みなし)

調査終了年月日 ●年●月●日

元請業者(自主施工者) (株)○○○○

作業内容等の掲示イメージ図

建築物等の解体・改修等作業に関するお知らせ

届出先 ○○労働基準監督署
○○県

届出年月日 ●年●月●日

特定粉じん排出等
作業の実施期間 ●年●月●日~●年●月●日

作業の方法 除去・囲い込み・封じ込め
集じん・排気装置の機種・型式・台数
排気能力・使用するフィルタの種類
使用する資材及び種類、排出又は飛散の抑制方法……

発注者 (株)○○○○

元請業者 (株)○○○○

A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上であれば、
縦・横はどちらでも可。

29.7cm以上